

第2回令和6年度輸出の裾野拡大支援事業業務委託
公募型企画提案募集要領

1 趣旨

輸出の裾野拡大に資する取組を実施し、商品や市場環境に応じた最適なスキームを構築して継続取引を確保することで、県産品の輸出を拡大する。

2 公告

令和6年5月24日（金）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

(1) 業務委託者：静岡県知事

(2) 執行部署：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 090-3332-6353 FAX 054-221-2698
メール export@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

(1) 名称

令和6年度輸出の裾野拡大支援事業業務委託

(2) 内容

主として食品の流通、販売、輸出のいずれかを日常的に取り扱う者が、対象国におけるニーズや規制、消費行動、流通等に適した、下表の要素を網羅した県産品の輸出（流通、販売、販路開拓）スキーム構築することを通じて、同表に掲げる目標を達成する。

区 分	内 容
構築するスキームが具備すべき要素	対象国のニーズや規制に対応した商品の選定
	商品や市場環境に応じた商流の構築
	輸出の裾野拡大に資する取組
	輸出を通じて判明した商品の改善点等に関する情報の、生産者へのフィードバック
目 標	新規輸出成約件数の増加
	県産品輸出額の増加
	取引継続商品数の増加

(対象国)

- ・輸出可能な国・地域

(対象品目)

県産品（以下のいずれかに該当するもの）

- ・県内で生産された農林水産物
- ・県内で生産・水揚げ等された農林水産品を使用した加工食品又は県内に本社を有する事業者により加工された食品（単に包装するだけのもの及び主たる原材料について他県産品であることを明記しているものは除く）
- ・その他、県が認めたもの

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託予定事業者数

2者

(5) 委託限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）/者

(6) 委託費の支払方法

受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 食品の流通、販売、輸出のいずれかを日常的に取り扱っており、営業収益の50%以上が同業務による者又は食品の取引実績が年間1億円以上である者であること。
- (2) 日本国内に本社を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (9) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和6年5月24日(金)
質問票の提出期限	令和6年6月3日(月)17時
質問票の回答	令和6年6月5日(水)
参加表明書の提出期限	令和6年6月11日(火)17時
企画提案書の提出期限	令和6年6月14日(金)17時
審査会	令和6年6月19日(水)
審査結果の通知	令和6年6月21日(金)(予定)

※応募者の状況により変更する場合があります。

(2) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書(様式1)を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年6月3日(月)17時まで

イ 提出先

執行部署

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください

エ 回答

質問期限終了後に一括して静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ホームページ「第2回令和6年度輸出の裾野拡大支援事業企画提案募集について」内に公開する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する場合は参加資格確認書類を添付の上、参加表明書(様式2)を提出すること。

なお、参加表明書を提出していない場合は、企画提案書を受け付けない。

ア 提出期限

令和6年6月11日（火）17時まで

イ 提出先

執行部署

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください

(4) 企画提案書の提出

参加する者は、以下の書類等を提出すること。

区 分	内 容	様 式
企画提案書かがみ		様式3
企画提案書	・ 7（2）イに示す評価項目及び評価基準を基に記載すること。	様式4
	・ 審査会プレゼン資料（10分以内に説明できる内容とすること）	任意様式
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。 ・ 委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費（企画・運営費、旅費、通信運搬費、消耗品費、使用料、役務費、資料作成費等）とすること。 ・ 以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 備品等財産取得に関する経費 イ 提案者の業務と区別できない経費 ウ 本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費 	任意様式

※業務の実施内容は、企画提案書の内容に基づき、県との協議により決定する。

※見積書に記載された経費等について、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 提出期限

令和6年6月14日（金）17時まで

イ 提出先

執行部署

ウ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出の際にお電話ください

エ 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

- ・提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・その他県があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ 著作権、特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

カ 返却等

提出書類の差替及び再提出は認めない。

キ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席等企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

ク その他

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の審査、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 日時及び場所

日時：令和6年6月19日（水）

場所：Zoomを活用したオンライン審査会を想定

※詳細については、参加表明書の提出期限後、別途通知する。

イ 評価項目及び評価基準

企画提案の内容について、以下の評価項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。

なお、事業実施の主たる対象国を同じにする契約候補者は上限2者とし、総合得点が高い者から選定する。ただし、主たる対象国が3者以上重複する場合には、提案内容を踏まえ、主たる対象国以外の国・地域を実施対象とする契約候補者にすることがある。

その他、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価項目	評価基準	配点	
実施体制	本事業の内容を理解し、遂行できる十分な国内外の体制を有している（関係者の役割が明確であり、連携した取組が期待できる、確実な流通・物流ルートを有している）	10	
	食品・県産食品に関する輸出実績は十分である	5	
目利き (商品選定)	データを元に市場を分析し、規制を踏まえ商品を選定している	9	
実施スキーム	出品者にとって活用しやすく輸出の裾野拡大に繋がる仕組みである	20	
	継続的な取引を生み出す仕組みである	15	
	次年度以降の事業計画、収支計画が明確である	10	
目 標	高い目標が設定され、その達成手段等が合理的に説明されている	新規成約件数	10
		県産品輸出額	10
		取引継続商品	10
その他	パートナーシップ構築宣言企業である	1	

(3) 結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式5）又は非選定通知書（様式6）により、全ての企画提案者に令和6年6月21日（金）までに通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日は除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

なお、契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、この限りではない。

9 留意事項

(1) 委託先として選定した事業者を公表する。

- (2) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。
- (3) 社会情勢の変動により、契約後の出展の取止め又は内容変更する場合がある。
- (4) 出品事業者バイ・シズオカオンラインカタログへ商品登録をさせ、有効に活用すること。(URL : <https://buyshizuoka-catalog.com>)
- (5) 委託事業終了後においても、継続状況に係る照会が県からあった場合には、報告を行う必要があること。

10 問い合わせ先

静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課ブランド戦略班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 090-3332-6353 FAX 054-221-2698

メール export@pref.shizuoka.lg.jp